

30ス庁第764号  
平成31年3月27日

各都道府県知事  
各指定都市市長  
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長 殿  
各国公私立大学長  
独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長  
各スポーツ関係団体の長

スポーツ庁次長  
今里 讓

(印影印刷)

スポーツにおけるドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（通知）

この度、別添のとおり、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成30年法律第58号。以下「ドーピング防止活動推進法」という。）第11条第1項の規定に基づき、文部科学大臣がスポーツにおけるドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定め、平成31年3月14日付けで告示しました。

ドーピング検査、スポーツにおけるドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のスポーツにおけるドーピングの防止に必要な活動（以下「ドーピング防止活動」という。）の推進には、国、地方公共団体、独立行政法人日本スポーツ振興センター、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構、スポーツ関係団体、民間事業者等の関係者が、相互に連携を図りながら協働することが必要です。

また、巧妙化するドーピングに対応するための新たな分析技術の開発など研究活動の推進には、国、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構、大学・研究機関、民間事業者等が連携して取り組むことが必要です。

各関係機関におかれては、ドーピング防止活動推進法及び基本方針に基づくドーピング防止活動の推進に当たり、格別の御協力をお願いします。

また、都道府県知事及び都道府県教育委員会教育長におかれては域内の市町村長及び市町村教育委員会教育長並びに所管又は所轄のスポーツ関係機関等に対して、指定都市市長及び指定都市教育委員会教育長におかれては所管又は所轄のスポーツ関係

機関等に対して、スポーツ関係団体の長におかれては傘下の関係団体等に対して、国公立大学長におかれては関係部局に対して、このことを十分周知願います。

- 別添1 スポーツにおけるドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成31年3月14日文部科学大臣決定）
- 別添2 スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成30年法律第58号）

**【本件連絡先】**

スポーツ庁国際課アンチ・ドーピング推進係  
電話：03-5253-4111（内線2947）